

各部、各総合支所、各課(かい)長 殿

企画部長

平成23年第2回庁議の要旨について
このことについて、下記のとおり送付しますので、貴所属職員に周知願います。

記

第2回庁議要旨

日時：平成23年1月24日(月)

午前9時

会場：庁議室

[審議事項]

1 住民生活に光をそそぐ交付金基金の設置について(企画部総合政策課)

「住民生活に光をそそぐ交付金」について、地域の雇用拡大につながる事業の財源とする場合は、基金に積み立てし、平成23・24年度事業に充当することができることから、その制度を利用するため、基金を設置する。

(1) 主な内容【基金充当の要件】

地域の雇用拡大につながる事業(地方公共団体による司書等の追加雇用、自殺予防やDV対策に取り組むNPO等に対する支援の充実等)の財源とする。

ただし、基金は2年以内(平成24年度中)に全額取り崩す必要がある。

(2) 今後の予定

ア 平成23年1月下旬：住民生活に光をそそぐ交付金基金条例を市議会に提案
(公布の日から施行)

イ 平成23年2月下旬：平成23年度当初予算において基金対象事業の予算を市議会に提案
(平成24年度についても同じ)

ウ 平成23年4月1日～平成25年3月31日：基金対象事業の実施

2 石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付制度の一部改正について(生活環境部環境課)

来年度は国の補助金は減額される可能性はあるものの県が補助金交付を再開する予定である。

また、来年度は、設備1kW当たりの設置単価が今年度より下落することが予想される。

そのため、設備1kW当たりの補助単価及び交付上限額を現行より低減することにより、より多くの市民に対し補助金の交付を可能にする。

(1) 主な内容【補助金額】

個人住宅：1kW当たり補助額 3万5千円(現行) → 2万5千円(変更後)

補助上限額 12万5千円(現行) → 10万円(変更後)

事業所：1kW当たり補助額 3万5千円(現行) → 2万5千円(変更後)

補助上限額 50万円(現行) → 40万円(変更後)

(2) 今後の予定

石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱の一部改正：平成23年4月1日から施行予定

3 固定資産税及び都市計画税の減税について(生活環境部税務課・産業部産業戦略課)

石巻トゥモロービジネスタウン内において独立行政法人中小企業基盤整備機構(旧地域振興整備公団)が所有する土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免することにより、分譲価格の値上げ

をすることなく、当機構における事業の採算性を確保できるだけでなく、企業誘致の推進及び雇用の拡大と定住化の促進が図られ、産業振興に大きく貢献することができる。

(1) 主な内容

- ア 石巻市市税条例において規定する減免できる期間を「平成18年年度から平成22年度」を「平成23年度から平成27年度」と改正する。
- イ 石巻市市税条例施行規則に減免の割合 1/2を新たに規定する。

(2) 今後の予定

- ア 石巻市市税条例の一部改正：平成23年4月1日施行予定
- イ 石巻市市税条例施行規則の一部改正：平成23年4月1日施行予定

4 固定資産税等の課税誤りに係る返還金の取扱いについて（生活環境部税務課）

固定資産税等の課税誤りによる還付については、納税者が所持する資料が存在する場合は、返還期限の制限がなく遡及し返還することができることとしていたが、10年以上の返還事例が無いこと、民法による債権の消滅時効が10年であること、また、返還金に係る賦課処分が不当利得とされた場合であっても、その返還請求権も10年で時効であることなどから、返還期間を最大で10年とする。

(1) 主な内容

- ア 返還対象税目：固定資産税、都市計画税、国民健康保険税
- イ 返還対象の賦課処分：所有者でない者、非課税、地目の認定誤り等に係る賦課処分
- ウ 返還金：還付不能となる年度以前5年度分の税額及び年5パーセントの遅延利息相当額
- エ その他関係条文等の整理

(2) 今後の予定

- ア 石巻市固定資産税等に係る返還金の支払要綱の全部改正：平成23年4月1日施行予定
- イ 石巻市固定資産税等に係る返還金支払事務取扱基準の廃止：平成23年4月1日施行予定

5 石巻市市税等収納システムの導入について（生活環境部税務課）

今後の収納手段の拡大に伴い、会計事務も煩雑かつ複雑になることから新たな収納手段を含めた会計処理の手法を構築した上で、まず初めに市民に身近なコンビニエンスストアでの収納手段として加え、平成24年度からの新収納システムの運用を開始する。

(1) 主な内容【石巻市市税等新収納システム】

- ア 収納済通知書の統合業務
- イ 新収納チャンネル選択・・・コンビニ収納
- ウ 運用開始時期について・・・平成24年4月から
- エ 対象税目科目について
 - ①市県民税、②固定資産税、③軽自動車税、④国民健康保険税、⑤介護保険料、⑥保育所の保育料、⑦市営住宅及び市営住宅駐車場使用料、⑧下水道受益者負担金、⑨奨学金償還金

(2) 今後の予定

- ア 平成23年度 新収納システム構築及びコンビニ収納運用準備
- イ 平成24年度 新収納システム運用及びコンビニ収納の開始
- ウ 平成24年度以降 クレジット収納及びペイジー収納について検討

6 認可保育所の位置の変更について（福祉部子育て支援課）

雄勝、相川保育所については、現在移転新設工事が施工されており、本年4月の開設を予定していることから、当該保育所の位置変更を行うもの。

(1) 主な内容

ア 認可保育所の位置の変更

名 称	現 行	改 正
雄勝保育所	石巻市雄勝町雄勝字寺 85 番地	石巻市雄勝町雄勝字味噌作 80 番地 1
相川保育所	石巻市北上町十三浜字相川 90 番地 1	石巻市北上町十三浜字崎山 181 番地

イ 大須保育所の廃止

(2) 今後の予定

ア 平成 23 年 3 月 31 日 大須保育所の廃止

イ 平成 23 年 4 月 1 日 雄勝、相川保育所の開所

7 石巻市病院事業使用料及び手数料の改正について（病院局事務部病院管理課）

近年の生命保険関係の診断書等の記載内容が複雑・詳細化し、現行制度上の個別・具体的名称等による分類とは性質を異にしている状況下にあることに合わせ、勤務医にとっては、診断書等の書類作成業務が大きな負担となっており、当該事務について適正な評価が必要な状況にある。

また、診断書関係について、個別・具体的名称を列記する方式を改め、記載内容の複雑・詳細化（医師の負担の評価）の状況による料金体系とし、合わせて、制度改正等に伴う現状に即した条文の整理を行うこととし条例の一部を改正する。

(1) 主な内容

ア 石巻市立病院が D P C（診断群分類包括評価制度）対象病院の指定を受け、入院費用の請求方法が、従来のも 2 回から月末締めのも 1 回へと変更になったため、条文の改正を行う。

イ 手数料等の改正（別表の改正）

(2) 今後の予定

ア 石巻市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正：平成 23 年 4 月 1 日施行予定

[報告事項]

1 石巻市立高等学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正について（総務部人事課）

教育基本法の改正及び中央教育審議会の答申等を踏まえ、学校における組織運営体制や指導体制の充実を図るため、学校教育法等が改正され、小学校、中学校、高等学校等に副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができることとされたことに伴い、宮城県においても、平成 21 年度から順次主幹教諭の配置を進めている。

市立高等学校の組織運営等については、県立学校に準じた取扱いをしているほか、教員の配置についても、県立学校教員と人事交流を行っている。現在、教育委員会では、県教育庁と主幹教諭の配置について協議し、平成 23 年度から市立女子高等学校に主幹教諭 1 名を配置する予定としていることから、本条例を改正するもの。

また、市立高等学校の統合等に伴い、今後、副校長の配置も予想されることから、併せて、副校長を規定するもの。

(1) 主な内容【石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正】

第 2 条に規定する「教育職員」の定義に、副校長及び主幹教諭を加える。

※ 副校長：校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

※ 主幹教諭：校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

(2) 今後の予定

石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正：平成 23 年 4 月 1 日施行予定

2 石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（総務部人事課）

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「法律」という。）」の施行に伴い、石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の引用条項を改正する。

(1) 主な内容

- ア 新たに障害者自立支援法第5条に規定する「障害福祉サービス」の中に視覚障害者を対象とする「同行援護」のサービスが追加されたことにより、介護補償の支給を定めた本条例第10条の2のただし書きの規定について、障害者自立支援法からの引用条項に項ずれが生じるため改正するもの。
- イ 障害者自立支援法第5条第8項に規定されている「児童デイサービス」について、平成24年4月1日をもって廃止されることから本条例第10条の2のただし書きの規定について引用条項の項ずれが生じるため改正するもの。

(2) 今後の予定

- ア 石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（第1条）：法律の附則第1号第3号に掲げる規定の施行の日施行
- イ 石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（第2条）：平成24年4月1日施行

3 姉妹都市ひたちなか市との交流事業について（企画部市民協働推進課）

姉妹都市である「ひたちなか市」と「まちおこし」をテーマとした市民活動団体による意見交換交流会を実施の上、両市の地域活性化を推進し、併せて石巻市内の視察を通して当市への認識を深めてもらい、更なる友好関係発展のために交流事業を実施する。

(1) 主な内容

- ア 年月日 平成23年2月5日（土）～6日（日）
- イ テーマ 「まちおこし」
- ウ 日程

月 日	時 間	場 所	内 容
2/5（土）	14:00～	河北総合センター （ビックバン）	意見交換会（各団体の事例発表） 発表団体 石巻市側4団体、ひたちなか市側4団体
	16:30～	上品の郷	施設見学（駅長による施設紹介）
	18:30～	石巻グランドホテル	交歓会
2/6（日）	9:30～	中心市街地	市内観光 （石巻観光ボランティアガイドによる案内）

- エ 来石者 25名（ひたちなか市長、まちおこし団体関係者及び市職員）
- オ 交流人数 石巻市側 30名、ひたちなか市側 25名

4 生鮮鯨肉の食中毒に係る補償について（牡鹿総合支所地域振興課）

平成22年9月21日に牡鹿地区で住民頒布した生鮮鯨肉による食中毒による健康被害のための治療費や休業損害等に対する補償を行うもの。

(1) 主な内容

- 補償の内容は自賠責保険での補償の例を参考とし以下のとおりとする。
- ア 治療費等の補償（治療費、薬剤費、調剤費、市販薬購入代金）
- イ 休業補償
- ウ 慰謝料
- エ 見舞金（損害賠償に該当しない人に対し見舞金を支払う。）

5 「石巻市デイサービスセンター福寿荘」の位置（住所）の変更について（健康部介護保険課）

石巻市渡波北部土地区画整理事業の換地処分に伴い、平成23年2月5日から当該地区内の字名が変更されることとなったことから、当該区画整理事業区域内に所在する「石巻市デイサービスセンター福寿荘」の位置（住所）を新住所に変更を行う。

(1) 主な内容

石巻市デイサービスセンター条例で規定する石巻市デイサービスセンター福寿荘の位置（住所）を「石巻市渡波字旭ヶ浦53番地」から「石巻市新成一丁目7番地1」に改める。

(2) 今後の予定

石巻市デイサービスセンター条例の一部改正：公布の日から施行し、平成23年2月5日から適用予定

6 石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会の設置について（教育委員会学校教育課）

不登校児童生徒数の増加傾向、要因の複雑化等に鑑み、関係機関や学識経験者からなる不登校問題を専門的に所管する「石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会」を設置し、不登校の実態を把握するとともに、未然防止や早期解決を図るもの。

(1) 主な内容

ア 協議会の所掌事務

(ア) 石巻市立小・中学校に在籍する不登校児童生徒の実態把握に関すること。

(イ) 不登校児童生徒への対応策の検討及び学校への支援に関すること。

(ウ) 関係機関との連絡調整に関すること。

(エ) 家庭への啓発・支援活動に関すること。

(オ) その他不登校児童生徒への対応に関すること。

イ 構成委員（12人）

石巻市けやき教室室長、福祉部市民相談センター相談員、石巻市不登校対応相談員、スクールソーシャルワーカー（石巻市担当）、宮城県東部教育事務所在学青少年育成員、宮城県東部児童相談所担当職員、石巻市いじめ・生徒指導問題対策委員会委員、学識経験者（教育心理学専門）、スクールカウンセラー、石巻市校長会生徒指導部委員（小・中学校各1名）、石巻市民生委員・児童委員協議会委員

(2) 今後の内容

平成23年度から年3回程度の会議を開催し、不登校の実態を把握するとともに、未然防止や早期解決を図る

[その他]

1 第5回石巻市立病院 市民医学公開講座の開催について（病院局事務部）

次の日程により市民医学公開講座を開催するので、多くの方の入場をお願いする。

日 時：平成23年2月26日（土）10：00～12：00

場 所：石巻文化センターホール

- テーマ
- (1) 早期胃癌の内視鏡治療
 - (2) 肝臓のはなし
 - (3) 寝たきりを防ぐ筋力トレーニング

以上